

【必要な添付書類】

特例畜舎等（3,000㎡以下の畜舎等）															
共通申請書類															
①	畜舎建築利用計画の認定申請書（正・副）（様式第2号）														
②	畜舎建築利用計画（法第3条第1項）														
③	申請者を特定する書類（省令第64条第1項）														
	<p>【個人】 住民票、若しくは個人番号カードの写し、又は、氏名及び住所を証する類似の書類（個人番号の記載は不要）</p> <p>【法人】 定款及び登記事項証明書、又は準ずるもの 役員の住民票、若しくは個人番号カードの写し 又は、氏名及び住所を証する類似の書類（個人番号の記載は不要）</p>														
別表1（省令第64条第3項関係）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>図書の種類</th> <th>明記すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 付近見取図</td> <td>方位、道路及び目標となる地物</td> </tr> <tr> <td>⑤ 配置図</td> <td>縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内の畜舎等の位置及び申請畜舎と他の畜舎の別、土地の高低、敷地と敷地に接する道との境界部分との高低差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ</td> </tr> <tr> <td>⑥ 平面図</td> <td>縮尺及び方位、間取り、各室の用途及び床面積、2以上の避難口の位置</td> </tr> <tr> <td>⑦ 床面積求積図</td> <td>床面積求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式</td> </tr> <tr> <td>⑧ 立面図または断面図（2面以上）</td> <td>縮尺、地盤面、申請に係る畜舎等の各部分の高さ</td> </tr> <tr> <td>⑨ 地盤面算定表</td> <td>畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ、地盤面を算定するための算式</td> </tr> </tbody> </table>	図書の種類	明記すべき事項	④ 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	⑤ 配置図	縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内の畜舎等の位置及び申請畜舎と他の畜舎の別、土地の高低、敷地と敷地に接する道との境界部分との高低差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ	⑥ 平面図	縮尺及び方位、間取り、各室の用途及び床面積、2以上の避難口の位置	⑦ 床面積求積図	床面積求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式	⑧ 立面図または断面図（2面以上）	縮尺、地盤面、申請に係る畜舎等の各部分の高さ	⑨ 地盤面算定表	畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ、地盤面を算定するための算式
図書の種類	明記すべき事項														
④ 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物														
⑤ 配置図	縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内の畜舎等の位置及び申請畜舎と他の畜舎の別、土地の高低、敷地と敷地に接する道との境界部分との高低差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ														
⑥ 平面図	縮尺及び方位、間取り、各室の用途及び床面積、2以上の避難口の位置														
⑦ 床面積求積図	床面積求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式														
⑧ 立面図または断面図（2面以上）	縮尺、地盤面、申請に係る畜舎等の各部分の高さ														
⑨ 地盤面算定表	畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ、地盤面を算定するための算式														
県要綱に定める書類															
⑩	設計者及び工事監理者の所属する建築士事務所について、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により建築士事務所の登録を受けていることを証する登録通知の写し又は登録証明書（※）														
⑪	設計者及び工事監理者に係る1級建築士免許証若しくは1級建築士免許証明書、2級建築士免許証若しくは2級建築士免許証明書又は木造建築士免許証若しくは木造建築士免許証明書の写し（※）														
⑫	消防の事前確認を示す書類														
⑬	その他、知事が必要と認める書類														
その他添付書類															
⑭	法律内容にかかる確認書（B構造による申請の場合のみ）														
⑮	委任状又はその写し（代理者によって申請を行う場合）														

（※）⑩、⑪について、申請の際に、工事管理者が定まっていない場合は、省略可能。ただし、工事管理者が確定した際は、法第4条第2項の規定による軽微な変更の届出（様式第8号）を提出してください。